

# 令和8年度通常総会資料

と き 令和8年5月25日（月） 11：00～

ところ 水戸市宮町1-6-1

ホテルレイクビュー（2階 常磐の間）

茨城県庁友の会

---

## 令和8年度茨城県庁友の会通常総会次第

- 1 開会のことば
- 2 物故者に対する黙とう
- 3 会長あいさつ
- 4 来賓あいさつ
- 5 来賓紹介
- 6 議長選出
- 7 議 事
  - 第1号議案 令和7年度事業報告について・・・・・・・・・・ 1 ページ
  - 第2号議案 令和7年度収入支出決算について・・・・・・・・ 4 ページ
  - 監査報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 ページ
  - 第3号議案 令和8年度事業計画（案）について・・・・・・ 7 ページ
  - 第4号議案 令和8年度収入支出予算（案）について・・・・ 8 ページ
- 8 閉会のことば

---

・通常総会終了後、引き続き行います。（15分程度）

### 【行政説明】

(1) 民生委員・児童委員について

(2) 保護司について

茨城県福祉部福祉政策課

地域福祉グループ  
人権施策推進室

中村主事  
佐藤主任

## 令和7年度 事業報告

事業	実績概要
1 総会等の開催 (1) 通常総会  (2) 理事会等	<p>令和6年度事業報告及び決算、令和7年度事業計画及び予算等を審議するため、代議員による通常総会を開催しました。</p> <p>令和7年5月27日(火) 茨城県水戸合同庁舎2階大会議室 出席会員 48名(新旧役員25名、代議員18名、来賓3名、事務局2名)</p> <p>友の会の運営に関する事項を審議するため、理事会等を開催しました。</p> <p>令和7年4月14日(月) (監査)            令和7年7月2日(水) 県庁友の会の組織及び概要等            令和7年11月4日(火) 上半期事業の進捗状況等            令和8年3月17日(火) 7年度事業報告・決算見込み、            8年度事業計画・予算</p>
2 支部交付金	<p>支部運営費として会員数に応じ、年会費の一部から交付金を交付しました。</p>
3 会員への慶弔 (1) 長寿者への記念品贈呈  (2) 弔慰	<p>令和7年度内に満80歳(傘寿)に達した47名の方々の長寿を祝い、記念品を贈りました。</p> <p>会員が逝去したとき、会長から弔電を差し上げたほか、各支部の役員が告別式等に参列し哀悼の意を表しました。(物故者61名)</p>
4 新規会員の加入促進	<p>再任用者・再就職者の未加入者に対して、文書による入会案内通知や会員による直接の声かけ等を行ったほか、定年退職者に退職予定者説明会において加入の促進に努めました。(加入者10名)</p>
5 県政推進への協力	<p>地域の文化や社会福祉活動のほか、茨城空港の利用促進など、県政の推進に側面から協力しました。</p>
6 会報の発行	<p>本部・支部の事業や行事、会員の動静、投稿、趣味の会の活動情報等を掲載した「友の会会報」を1月に発行し、全会員に配付しました。</p> <p>なお、発行前に会報編集委員会を開催しました。</p> <p>令和7年9月5日(金)</p>
7 美術展の開催	<p>第38回茨城県庁友の会美術展を開催しました。</p> <p>今年度から、県庁友の会シニアサロンで開催することとなりました。</p> <p>令和8年3月17日(火)～4月24日(金) 県庁友の会シニアサロン            展示作品 23点(書2点、工芸5点、写真10点、絵画6点)</p> <p>なお、美術展の運営方法等について運営委員会を開催しました。</p> <p>令和7年9月17日(水) 38回美術展開催要項等            令和8年2月18日(水) 美術展開催の運営等</p>

8 ホームページ等の  
運営・管理

ホームページに本部・支部のお知らせや趣味の会の活動状況などの最新情報を提供するとともに、会員のメルマガへの登録を促進しました。  
メルマガ登録件数 122件

9 県民手帳の案内

令和8年版県民手帳について、書店での購入を案内します。

## 茨城県庁友の会支部別会員数調

区分 支部名	R7. 3. 31現在	新規加入者数	退会者数	R8. 3. 31現在
水戸	651 人	3 人	49 人	605 人
那珂	229	3	15	217 人
県北	142	0	10	132 人
鹿行	82	1	4	79 人
県南	234	1	13	222 人
県西	220	2	14	208 人
計	1,558	10	105	1,463

※ ( ) は内数で、支部間異動者

内 訳

新規加入者		退会者	
6年度退職者	4 人	死亡者	61 人
過年度退職者	6	退会者	44
計	10	計	105
支部間異動者		支部間異動者	

第2号議案

令和7年度 収入支出決算

(単位:円)

(収入の部)

科 目	最終予算額(A)	決算額(B)	比較増減(B-A)	摘 要
1 会 費	4,533,000	4,533,000	0	1,511人×3,000円
2 分担金	0	0	0	
3 広告料	239,680	239,680	0	会報広告掲載、折込広告等
4 雑 入	12,609	11,911	△ 698	コピー代、銀行利子等
5 寄付金	2,000	2,000	0	会員からの寄付
6 繰越金	1,063,711	1,063,711	0	令和6年度からの繰越金
計	5,851,000	5,850,302	△ 698	

(支出の部)

科 目	最終予算額(A)	決算額(B)	比較増減(B-A)	摘 要
1 事務費	786,000	637,528	△ 148,472	
通信費	196,000	151,991	△ 44,009	電話料、郵便料、ネット回線使用料
印刷費	200,000	156,002	△ 43,998	コピー代、封筒印刷代
消耗品費	80,000	70,607	△ 9,393	事務用品、新聞購読費
旅 費	10,000	0	△ 10,000	職員旅費
賃借料	300,000	258,928	△ 41,072	行政財産使用料・複写機リース料等
報償費	0	0	0	業務支援謝金
2 会議費	150,000	130,948	△ 19,052	
総会費	50,000	51,352	1,352	総会開催諸費
役員会等費	100,000	79,596	△ 20,404	理事会、運営委員会諸費
3 事業費	2,227,000	1,915,773	△ 311,227	
慶弔費	500,000	378,015	△ 121,985	長寿者記念品(80歳傘寿)・祝・弔電報等
会報発行費	700,000	675,352	△ 24,648	会報印刷・発送費等
美術展開催費	600,000	593,154	△ 6,846	会場使用料・展示委託・パンフ印刷等
加入促進費	60,000	6,000	△ 54,000	申込書、勧誘資料印刷・郵送
情報管理費	367,000	263,252	△ 103,748	ホームページ、メール配信管理等
4 交付金	1,641,000	1,641,000	0	支部交付金
5 雑 費	550,000	519,614	△ 30,386	会費振込、常銀ネットサービス手数料等
6 予備費	497,000	0	△ 497,000	
計	5,851,000	4,844,863	△ 1,006,137	

収入総額	5,850,302 円
支出総額	4,844,863 円
差引残高	1,005,439 円(次年度繰越)

### 令和7年度 財政調整積立金特別会計決算

基金目的: 友の会の健全な運営に資するために蓄え、不測の事態に備える

(収入)

(単位:円)

科 目	最終予算額(A)	決算額(B)	比較増減 (B-A)	摘 要
前年度繰越金	5,741,489	5,741,489	0	
雑収入	10,021	10,021	0	預金利子
合 計	5,751,510	5,751,510	0	

収入総額	5,751,510
支出総額	0
差引残高	5,751,510 円(次年度繰越)

令和 7 年度  
茨城県庁友の会 事務監査報告

茨城県庁友の会会則第 11 条の規定により、令和 8 年 4 月 13 日に実施した令和 7 年度の事務事業執行状況及び会計事務監査結果について、同条の規定に基づき下記のとおり報告いたします。

記

事務事業執行状況及び会計事務処理は、適切に行われており会計帳簿等の記帳も正確で、それぞれ符合していることを認めます。

令和 8 年 4 月 13 日

監事 澤 昌 守 夫 ⑩  
監事 野 川 康 利 ⑩

※ 監事が署名捺印した原本は、事務局において保管しております。

## 令和8年度 事業計画(案)

事業	計画概要
1 総会等の開催	
(1) 通常総会	<p>令和7年度事業報告及び決算、令和8年度事業計画(案)及び予算(案)等を審議する通常総会を開催します。</p> <p>なお、会長が就任して最初の通常総会であるので、総会後懇親会を開催する。</p> <p>令和8年 5月25日(月) ホテルレイクビュー水戸</p>
(2) 理事会等	友の会の運営に関する事項を審議するため、理事会等を開催します。
2 支部交付金	支部運営費として、会員数に応じた交付金と慶弔費に区別し、交付します。
3 会員への慶弔	
(1) 長寿者への記念品贈呈	令和8年度内に満80歳(傘寿)に達する方79名の長寿を祝い、記念品を贈ります。
(2) 弔慰	会員が逝去したとき、会長から弔電を差し上げるほか、各支部の役員が告別式等に参列します。
4 新規会員の加入促進等	退職者や再任用者等の未加入者の加入促進について、会員による直接の声かけ、文書による入会案内等を行うとともに、65歳で再任用期間が満了した未加入の方に対して、組織を挙げて勧誘活動を行います。
5 県政推進への協力	地域の文化や社会福祉活動のほか、茨城空港の利用促進など県政の推進に側面から協力します。
6 会報の発行	本部・支部の事業や行事、会員の動静、投稿、趣味の会の活動情報等を掲載した「友の会会報」を1月に発行し、全会員等に配付します。 なお、発行前に会報編集委員会を開催します。
7 美術展の開催	昨年度より、友の会のシニアサロンにおいて、会員の発表の場を提供することとしました。今後の展示・運営方法及び時期等について協議するため、美術展運営委員会を開催します。
8 ホームページ等の運営・管理	ホームページに本部・支部のお知らせや趣味の会の活動状況などの最新情報を提供するとともに、メルマガへの登録を促進します。
9 県民手帳の案内	令和9年度県民手帳の購入を案内します。
10 その他	本会の目的達成のために必要な事業を行います。

第4号議案

令和8年度 収入支出予算書(案)

(単位:円)

(収入の部)

科目	本年度 予算額(A)	前年度 予算額(B)	比較増減(A-B)	摘要
1 会費	4,389,000	4,680,000	△ 291,000	1,463人×3,000円
2 分担金	50,000	0	50,000	総会懇親会の会費
3 広告料	200,000	170,000	30,000	会報広告掲載
4 雑入	16,561	45,289	△ 28,728	コピー代、預金利子等
5 寄付金	2,000	5,000	△ 3,000	会員からの寄付
6 繰越金	1,005,439	1,063,711	△ 58,272	7年度からの繰越金
計	5,663,000	5,964,000	△ 301,000	

(支出の部)

科目	本年度 予算額(A)	前年度 予算額(B)	比較増減(A-B)	摘要
1 事務費	970,000	786,000	184,000	
通信費	180,000	196,000	△ 16,000	電話料・郵便料・ネット回線使用料
印刷費	200,000	200,000	0	コピー代・封筒印刷代
消耗品費	80,000	80,000	0	事務用品、新聞購読費
旅費	30,000	10,000	20,000	職員出張旅費
賃借料	300,000	300,000	0	行政財産使用料・複写機リース料等
報償費	180,000	0	180,000	事務支援費(5000円/日×3日×12月)
2 会議費	500,000	150,000	350,000	
総会費	400,000	50,000	350,000	総会開催諸費・懇親会費
役員会等費	100,000	100,000	0	理事会及び運営委員会諸費
3 事業費	1,860,000	2,127,000	△ 267,000	
慶弔費	650,000	500,000	150,000	長寿者記念品(80歳傘寿)、祝・弔電等
会報発行費	700,000	700,000	0	会報印刷・発送等等
美術展開催費	100,000	500,000	△ 400,000	美術展運営費
加入促進費	60,000	60,000	0	申込書、勧誘資料印刷・発送等
情報管理費	350,000	367,000	△ 17,000	ホームページ定期保守点検、メール配信管理等
4 交付金	1,550,000	1,641,000	△ 91,000	支部交付金
5 雑費	290,000	290,000	0	会費振込手数料、常銀ネットサービス手数料等
6 予備費	493,000	970,000	△ 477,000	
計	5,663,000	5,964,000	△ 301,000	

第4号議案

令和8年度 財政調整積立金特別会計予算書(案)

(収入)

(単位:円)

科目	本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	比較増減 (A-B)	摘要
前年度繰越金	5,751,510	5,741,489	10,021	令和7年度からの繰越金
雑収入	10,000	4,511	5,489	預金利子
合計	5,761,510	5,746,000	15,510	

# 令和8年度 茨城県庁友の会役員・代議員名簿

各支部役員名簿(参考)

【本部役員】		
役職名	氏名	支部名
会長	小野寺 俊	本部 (水戸支部)
副会長	泉 幸一	本部 (県北支部)
〃	横山 仁一	本部 (水戸支部)
常任理事		副会長兼務
理事	鈴木 克典	水戸支部
〃	鈴木 敏之	那珂支部
〃	岩間 伸博	県北支部
〃	横田 義彦	鹿行支部
〃	長谷川 泉	県南支部
〃	仙波 操	県西支部
女性理事	蛭田 和子	県北支部
〃	宇都木康予	県南支部
業務執行理事	後藤 四朗	水戸支部
〃	清宮 正人	県西支部
理事	加門 由章	(元事務局長)
監事	澤畠 守夫	那珂支部
〃	野川 康利	鹿行支部

【事務局】		
役職名	氏名	備考
事務局長	鈴木 智之	
事務担当	森田恵利子	

【代議員】	
支部名	氏名
水戸	増子 千勝
	守谷 孝行
	山田 茂
	三好 隆
	鯉淵 眞佐雄
那珂	自見 友一
	高畠 聖子
	岡村 俊英
	小坏 一恵
県北	丹 勝義
	鈴木 睦夫
	菊池 巧
鹿行	小牧 康彦
	大久保敏雄
県南	飯島 卓
	馬場 清康
	長谷川和男
	湯原 昇
県西	大島 恭司
	小林 一洋
	杉田 政幸
	岩田 豊

【各支部役員】		
支部名	役職名	氏名
水戸	支部長	今関 裕夫
	常任理事	後藤 四朗
	常任理事 慶弔担当	西野 浩二
那珂	支部長	鈴木 敏之
	常任理事	澤畠 守夫
県北	支部長	丹 勝義
	常任理事	菊池 巧
鹿行	支部長	高崎 真
	常任理事	草野 一夫
県南	支部長	長谷川 泉
	常任理事	中島 平
県西	支部長	仙波 操
	常任理事	清宮 正人

# 茨城県庁友の会会則

## 第1章 名称及び事務所

(名称)

第1条 この会は、茨城県庁友の会（以下「本会」という。）という。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、水戸市内に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、会員の親睦融和を図るとともに、その知識経験を生かして社会文化の高揚並びに県政の進展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 県政推進の側面的協力
- (2) 社会福祉事業への奉仕事業
- (3) 講演会、研修会等の開催
- (4) 恩給、年金等の改善運動
- (5) 会員の福利厚生事業
- (6) 会報、会員録の発行
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会 員

(会 員)

第5条 本会の会員は、茨城県を退職した者であって本会の目的に賛同した者とする。

(入 会)

第6条 入会しようとする者は、所定の様式による申込書を本会に提出しなければならない。

(会費の納入)

第7条 会員は、年3,000円の会費を納入するものとする。

2 既納の会費は原則として返還しない。

(会員資格の喪失)

第8条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、会員たる資格を失う。

- (1) 退会の申出があったとき
- (2) 死亡したとき
- (3) 引き続き2年以上会費を滞納したとき

## 第4章 役員、代議員、顧問等及び事務局

(役員の種類及び員数)

第9条 本会に次の役員を置く。

理 事 17人以内

監 事 2人

2 理事のうち1人を会長、2人以内を副会長、1人を常任理事とする。

(役員職務)

第10条 会長は、会務を総理し、本会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 前項の場合において、副会長の会長代理についての順位は、会長があらかじめ指定した順位によるものとする。

4 常任理事は、会長の会務のうち会長があらかじめ指定した業務を処理する。

5 理事は、理事会を組織し、本会の会務の執行を決定する。

第11条 監事は、会計及び事務事業の執行状況を監査し、その結果を総会に報告しなければならない。

(役員を選任)

第12条 理事及び監事(以下「役員」という)は、会員の中から総会において選任する。

2 会長、副会長及び常任理事は理事の互選とする。

3 理事及び監事が欠けたときは、第1項の規定にかかわらず、会員の中から理事会において選任することができる

(役員任期)

第13条 役員任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠役員任期は、その前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了若しくは辞任の後も後任者が就任するまでは、引き続きその職務を行うものとする。

(代議員)

第14条 本会に代議員を置く。

2 代議員は、役員以外の会員の中から、各支部において選出するものとする。

3 代議員の数は、各支部において1名に、任期満了する前年12月31日現在の支部会員数により次に掲げる人数を加えたものとする。

支部会員数	100人未満	1人
	100人以上200人未満	2人
	200人以上300人未満	3人
	300人以上	4人

4 代議員は、会員を代表して総会に出席し、審議事項を議決する。

5 代議員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

6 補欠の代議員任期は、その前任者の残任期間とする。

(顧問等)

第15条 本会に顧問及び参与を置く。

2 顧問は、次に掲げる者とする。

(1) 現職にある茨城県知事

(2) 茨城県知事の職にあった者で、会員である者

(3) 本会の会長の職にあった者で、会員である者

3 参与は、次に掲げる者とする。

(1) 現職にある茨城県総務部長及び各部長

(2) 改選により副会長及び支部長の職を去った者(ただし引き続き2か年の期間に限る)

4 顧問及び参与は、特定の重要な事項について、会長の諮問又は相談に応ずる。

(事務局)

第16条 本会の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他必要な職員をおき、会長が任免する。

3 職員は、会長の定めた職務に従事する。

## 第5章 会 議

(会議の種類)

第17条 会議は、総会及び理事会とする。

2 総会は、これを通常総会及び臨時総会の2種に分ける。

3 通常総会は、毎年1回これを開催し、臨時総会は、随時必要なときにこれを開催する。

4 総会は、役員及び代議員をもって構成する。

5 理事会は、随時必要なときにこれを開催する。

(会議の招集)

第18条 会議は、会長がこれを招集する。

2 総会は、少なくとも期日の5日前までに会議の日時及び場所並びに付議すべき事項を示して、招集しなければならない。

(会議の議長)

第19条 総会の議長は、その総会に出席した代議員のなかから選出する。

2 理事会の議長は、会長をもって充てる。

(議決)

第20条 会議の議事は、その会議に出席した者のうち議決権を有する者の過半数の同意をもってこれを決する。

2 可否同数のときは、議長がこれを決する。

(総会に付議すべき事項)

第21条 次に掲げる事項は、総会に付議する。

- (1) 事業計画
- (2) 収入支出予算及び収入支出決算の承認
- (3) 役員を選出
- (4) 会則の変更
- (5) 前号に掲げるもののほか、会長の付議した事項

(理事会に付議すべき事項)

第22条 次に掲げる事項は、理事会に付議する。

- (1) 事業計画
- (2) 収入支出予算及び収入支出決算
- (3) 会則の変更
- (4) 前号までに掲げるもののほか、会長の付議した事項

(議事録)

第23条 総会及び理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。

## 第6章 会 計

(経費)

第24条 本会の経費は、会費、分担金、寄付金、その他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第25条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予算)

第26条 本会の毎年度の収入支出予算は、理事会の議決を経て、総会の承認を受けなければならない。

(決算)

第27条 収入支出決算は、年度終了後1ヶ月内に監事の監査を経て、総会の承認を受けなければならない。

## 第7章 支 部

(支部の設置)

第28条 本会の事業の円滑な運営を図るため、支部を置き、会員はいずれかの支部に属さなければならない。

2 支部の名称は次のとおりとし、支部の区域及び事務所の設置場所は、会長が別に定める。

- (1) 茨城県庁友の会水戸支部
- (2) 茨城県庁友の会那珂支部
- (3) 茨城県庁友の会県北支部

- (4) 茨城県庁友の会鹿行支部
  - (5) 茨城県庁友の会県南支部
  - (6) 茨城県庁友の会県西支部
- (支部の組織等)

第29条 支部の組織及び運営については、各支部が定め行うものとする。

- 2 前項の規定により各支部が規定等を定め、又は役職員の選任等を行った場合は、支部長は速やかに会長に報告しなければならない。

(支部長の報告)

第30条 支部長は、支部総会を開催した場合、その結果を会長に報告しなければならない。

## 第8章 雑 則

(委任)

第31条 この会則の施行について必要な規定は、理事会の議決により会長が定める。

## 付 則

- 1 この会則は、令和4年5月27日から適用する。
- 2 令和4年度通常総会で選任された役員はその任期は、第13条第1項の規定にかかわらず、1年とし令和5年度通常総会の日までとする。
- 3 第9条各項、第14条各項、第17条第4項、第19条第1項及び第20条第1項の規定は、令和5年度通常総会から適用する。

この会則は、平成2年5月21日から適用する。

この会則は、平成3年5月10日から適用する。

この会則は、平成12年5月17日から適用する。

この会則は、平成17年5月31日から適用する。

この会則は、平成23年5月27日から適用する。

この会則は、平成26年5月27日から適用する。

この会則は、令和元年5月29日から適用する。

この会則は、令和4年5月27日から適用する。

参考：会則第27条第2項の規定に基づく「支部の区域図」

# 支部区域図

